

用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、事業用自動車総合安全プラン2025において、「高度な点呼機器の活用による IT点呼（遠隔点呼）の対象拡大や自動点呼を検討」とされたこと等を踏まえ、令和3年3月に産学官の有識者で構成された運行管理高度化検討会を設置し、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めてきたところです。

今般、乗務後の運転者に対して行う点呼についての実施要領を定め、点呼機器の認定を行うとともに、自動車運送事業者は、その認定された機器を用いること等により、乗務後自動点呼を実施できることとします。

これにより、運行管理の高度化による安全性の向上と、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

今後、随時機器を認定し、その結果を下記の国土交通省ウェブサイトにおいて公表予定。

【運行管理高度化検討会のページ】

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

※乗務後自動点呼の概要については、下記リンク先をご覧ください。

→ <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001579334.pdf>

(3) 健康起因事故防止～睡眠時無呼吸症候群及び緑内障の啓発動画について～
(配信日：R4.12.16)

国土交通省では、健康起因事故防止に向けて各種マニュアルを整備しております。この度、公益財団法人国際交通安全学会より、睡眠時無呼吸症候群及び緑内障に関する啓発動画の紹介を受けましたので、本メールマガジンで展開いたします。簡単なアンケート（5分程度）もございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ・ 動画紹介URL：https://www.iatss.or.jp/movie/?from=navi_pull_down_e
- ・ アンケートURL：<https://forms.gle/gj1jSKfudTiW8zv5>（睡眠時無呼吸症候群）
<https://forms.gle/db8iPTv3qnzAaa128>（緑内障）

※本内容に関するお問い合わせは、公益財団法人国際交通安全学会へご連絡頂きますようお願いいたします。

（お問い合わせ先）

<https://www.iatss.or.jp/contact.html>

(4) 運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について
(配信日：R4.12.9)

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、今月4日、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客等9名が負傷する事故が発生しました。

輸送の安全確保は自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも運送事業者の方々には健康起因事故を防止するための様々な取り組みを実施していただいているところですが、こうした中で、多数の旅客の命を預かる高速乗合バスにおいて運転者の体調不良に起因する事故が発生したことは大変遺憾です。

については、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めていただくため、貴会会員に対し、改めて下記について周知徹底をお願いいたします。

記

1. 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けること。
2. 運行管理者は、運転者の日常の健康状態の確認を行うことはもとより、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
3. 自動車運送事業者は、定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」※等も活用して運転者の健康状態の把握に努めるとともに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。

※ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

(5) 近畿運輸局 第14回自動車事故防止セミナーを開催いたします【近畿運輸局発】

(配信日：R4.12.2)

近畿運輸局では、事業用自動車の事故防止対策の一環として、平成19年度より自動車事故防止セミナーを開催しております。

本年度（令和4年度）は14回目となりますセミナーを3年ぶりに開催いたします。

学識経験者、運送事業者、国土交通省自動車局安全政策課による講演を予定しておりますので、是非ご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にさせていただければ幸いです。

なお新型コロナウイルス感染拡大等の状況により、WEB配信のみもしくは全面中止させていただく場合がありますのであらかじめご了解ください。

日時：令和5年1月25日（水） 13時00分から16時00分（開場12時00分）
場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）7Fホール
大阪市中央区大手前1丁目3番49号
定員：200名（事前申し込みが必要です。※）
参加費：無料

※セミナーの詳細やお申込みにつきましては、近畿運輸局ホームページ（<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/press/>）をご覧ください。
→プレスリリース：近畿運輸局 2022年12月2日 第14回自動車事故防止セミナーを開催します！をご覧ください。

(6) 自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について

～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

（配信日：R4.12.2）

自動車局では、本年も、①車両対策（冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

① 自動車ユーザーの皆様へ

- ・積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- ・また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- ・チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② トラック・バス運送事業者の皆様へ

- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- ・運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるとき

は、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。

- ・雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。
※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主の皆様へ

- ・大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- ・大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

(その他) 気象情報の活用

- ・気象庁HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。
<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

国土交通省プレスリリース :

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_004634.html

(7) 観光バスの安全確保の徹底について

(配信日 : R4. 10. 14)

10月13日(木) 午前11時50分頃、静岡県小山町の県道において、観光バスが乗客を乗せ運行中、横転し、1名が死亡、3名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した(同日15時現在)。

今後、徐々に需要が回復していくことが見込まれる貸切バス業界において、輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

このため、観光バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施

すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。

- (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
 - (4) 適切な運転操作等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

(8) 観光バスのブレーキに関する取扱いの徹底について

(配信日：R4.10.14)

10月13日（木）午前11時50分頃、静岡県小山町の県道において発生した観光バスの事故においては、国自安第94号（上記「観光バスの安全確保の徹底について」を示す）により、安全確保の徹底について指示したところ。事故原因については現在調査中であるが、ブレーキが効いていなかったとの情報もあることから、改めて下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 整備管理業務を再確認し、特に、ブレーキは安全上極めて重要な装置であり、その点検整備を徹底すること。
2. 長い下り坂で、フットブレーキを頻繁に使い過ぎると、急にブレーキが効かなくなることがあるため、低速のギアを用いて、エンジembreキを活用するよう運転者に指導すること。
3. ブレーキ関係のみならず、リコールの対象となっている車両については、早期に改修すること。

(9) 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開しました！

(配信日：R4.10.14)

車輪脱落事故を起こした大型車では、著しいさびや汚れ等により劣化した部品が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ボルトやナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていない状況が確認されたことを踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業の手順を確認できるよう解説動画を作成し、国土交通省YouTubeチャンネルに公開しま

した。

この機会に是非とも解説動画をご覧ください、適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業の実施をお願いします。

【国土交通省YouTubeチャンネル】

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRI12zJVaaYbwEEKAmD5YVi

(10) 貸切バスの覆面添乗調査を実施します

(配信日：R4.10.7)

国土交通省では、運行中の貸切バスに調査員を利用者として乗車させ、法令遵守状況を調査しています。

今年度は、令和4年10月から令和5年2月にかけて実施します。

1. 今年度の調査予定

- ①調査対象者：貸切バス事業者 ※無通告により実施
- ②調査実施者：国土交通省が委託した者
- ③調査項目：区域外運送の有無、休憩時間の確保、シートベルトの装着の案内や装着の状況、交替運転者の配置状況、など

2. 昨年度までの調査結果

本調査は、平成29年度より実施しており、重大な法令違反の疑いが確認された事業者には監査を実施、その結果、法令違反が確認された2事業者に対し行政処分を行っています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000520.html

(11) 大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！

(配信日：R4.10.7)

「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」により事故車両の調査を行ったところ、タイヤ脱着作業時に各部品のさびや汚れの点検、清掃や潤滑剤の塗布が行われていない事案が確認されました。このような状況を踏まえ、令和4年10月1日より大型車のユーザー等のタイヤ脱着作業者に適切なタイヤ脱着作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を開始しま

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

